

船場西送水管詳細設計業務委託（30）

仕 様 書

平成30年4月

箕面市上下水道局

1. 総 則

1.1 適用範囲

本仕様書は、箕面市上下水道局が発注する「船場西送水管詳細設計業務委託（30）」に適用する。

1.2 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令などを遵守しなければならない。

1.3 疑 義

受託者は、この仕様書および委託業務の実施中に疑義を生じた場合は監督員と協議し、その結果を後日疑義が生じないように記録しておくものとする。

1.4 資料等の貸与および返還

- 1) 発注者は、関係資料等を受託者に貸与するものとする。
- 2) 受託者は、貸与された関係資料等について借用記録簿を備え管理に十分留意するとともに、委託業務完了後はすみやかに返還するものとする。

1.5 官公署等への諸手続

受託者は委託業務に必要な官公署、他企業等への申請または依頼等の書類を提出するときはあらかじめ監督員と協議を行うものとする。

1.6 管理技術者および照査技術者

受託者は、管理技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、水道事業に精通し、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。管理技術者は、技術士（上下水道部門）の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

また、受託者は、成果物の内容の技術上の照査を行うために、技術士（上下水道部門）もしくは RCCM（上水道及び工業用水道）の資格を有する照査技術者を配置しなければならない。

1.7 手直し

受託者は、委託業務の完了後においても受託者の責に帰す成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を講ずるものとする。また関係官公庁への諸手続を行った後に手直し等の指示があった時も同様とする。

1.8 秘密の保持

受託者は、貸与資料および当該業務委託によって知り得た一切の事項を他に漏らしてはならない。

2. 業務概要

2.1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、委託対象地域の水道管路工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

2.2 業務概要

- (1) 業務名 船場西送水管詳細設計業務委託（30）
- (2) 業務場所 箕面市船場西3丁目地内ほか（別添位置図）
- (3) 業務内容 送水管詳細設計φ300 L=1,220m
- (4) 業務期間 契約日～平成31年2月28日

2.3 送水管設計

送水管設計は、現地調査・設計計画・各種計算・図面作成・審査の一連の作業とする。推進工法については、公図調査、配管設計も行うものとする。

- (1) 「現地調査」は、設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物及び支障物件（電柱、架空線等）の具体的調査、在来管等の調査、渉外折衝の立ち会いを含み、測量、土質、試掘の調査は含まない。ただし、試掘については別途設計に計上しており、地下埋設物の調査を実施する。
- (2) 「設計計画」は、設計路線の計画確認と工法比較、構造計画、仮設比較とその施工計画を含む。
- (3) 「各種計算」は、構造計算、仮設計算等とする。
- (4) 「図面作成」は、位置図、平面図、縦断面図、詳細図（平面、縦断、横断面図等）、構造図及び関係機関との協議に必要な図書とする。（設計図・路面本復旧図・調整図・関係機関との協議資料）
- (5) 「数量計算」は、土工、管径、管種材料別に数量を算出する。
- (6) 「審査」は、設計業務の質を確保するため、設計項目すべてについて審査する。
- (7) 「公図調査」は、土地の所有者を確認する。
- (8) 「配管設計」は、推進工法に伴う配管の設計を行う。
- (9) 「実施計画の詳細検討」として、本市の水道施設整備基本実施計画の内容確認を行った上で、対象区域を含む管路整備計画の詳細検討を行い、設計条件の確認を行うものとする。検討にあたっては、切り替えを含めた施工方法の検討を行うこと。

2.4 地下埋設物調査（試験堀）

必要に応じて地下埋設物調査のため試験堀を行うこと。試験堀の結果をもとに工法比較等の設計計画を行った上で、効率的かつ施工可能な設計を行うこと。また、試験堀に際し、関係機関との協議に必要な図書を作成すること。

2.5 成果品

受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

1. 成果物作成には以下を考慮する。

- (1) 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
- (2) 目次及び頁を付す。
- 2. 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。
- 3. 提出する成果物は、次の各号に定める成果物とし、部数は電子媒体2部と、成果品の印刷出力を製本したものを2部提出する。印刷出力成果については、加除可能なA4ファイルで作成すること。
 - (1) 成果報告書
 - (2) 数量計算書、設計図等
 - (3) 打合せ記録簿
 - (4) 照査報告書
 - (5) 本業務に使用した収集資料関係（竣工図、地下埋設物、給水台帳図、公図等）
 - (6) その他、監督職員が指示したもの
 - (7) 各種電子データ

2.6 その他

- (1) 一部変更が生じても、設計変更はしない。
 - (例) 延長の増加
開削工法が一部推進工法
- (2) 工事設計書（金抜設計書・金入設計書※）を作成するものとする。
 - ※概算工事費の算定を実施する。